回覧

吉岡支部だより

令和８年11月　編集と発行／黒川地区交通安全協会 吉岡支部 広報部

吉岡支部では、地域の交通事故を減らすために、様々な活動をおこなっています。
これからも地域の安全・安心のために活動していきますのでご協力をお願いいたします。

●横断バタ設置ヶ所や
カーブミラーの点検・清掃





●春と秋の交通安全運動への協力
（４月・９月）



●交通安全教室の実施
吉岡小学校児童（1・2年生）や
自転車通学児童を対象に実施



●「吉岡サイクル塾」の開催【新規事業】
吉岡小学校児童を対象に夏休みに
入る前に実施



令和８年９月１日から

生活道路における自動車の法定速度が時速３０kmまでになりました



※生活道路とは、道路の中央線や中央分離帯がない道路をいいます。
※道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

自転車運転者講習の対象となる行為に「酒気帯び運転」と「携帯電話のながら運転」が追加!

改正道路交通法施行令
令和6年11月1日施行

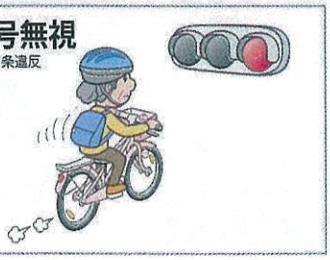


※赤枠で囲んだ13と15が今改正で追加された項目です。

(道路交通法施行令第41条の3第2項関係)

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる16の自転車危険行為

1 信号無視
法第7条違反



2 通行禁止道路(場所)の通行
法第8条第1項違反



※警察署長の許可を得た場合は除きます。

3 通行が認められ(許可され)ている
歩行者用道路での歩行者妨害
法第9条違反



4 歩道通行や、車道の右側通行等
法第17条第1項、第4項又は第6項違反



※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。

5 路側帯での歩行者の通行妨害
法第17条の3第2項違反



6 遮断踏切への立ち入り
法第33条第2項違反



7 信号のない交差点等での
優先車両(左方車・優先道路車)の通行妨害等
法第36条違反



8 右折時における
直進車や左折車への通行妨害
法第37条違反



9 環状交差点での安全進行義務違反等
法第37条の2違反



10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
法第43条違反



11 歩道での歩行者妨害等
法第63条の4第2項違反



12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転
法第63条の9第1項違反



13 酒気帯び運転等
法第65条第1項違反



※もともと危険行為とされている「酒酔い運転」も含まれます。

14 安全運転義務違反
法第70条違反



※傘さし運転も該当することがあります。

15 携帯電話使用等
法第71条第5号の5違反



※「交通の危険」を生じさせた場合や、携帯電話を「保持」して画面を注視するなどの行為。

16 妨害運転
法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号違反



※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、ベルを執拗に鳴らすなどの行為。

上記の危険な行為を
過去3年以内に2回以上摘発されると…
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。
※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

命令を受けてから、3カ月以内の指定された期間内に受講しないと**5万円以下の罰金!!**

講習(受講者の特性に応じ個別指導を含むもの)は3時間　※講習手数料の標準額は6,000円



※上記の「法」とは「道路交通法」のことです。